

ドットコモディティ
Formula CFD
契約締結における事前交付書面

2009/3

ドットコモディティ株式会社

当社が取扱う Formula CFD (Contract For Difference) は、商品先物取引所のような特定の市場が存在しない店頭取引 (OTC) であり、商品先物市場の取引にかかわる業務のいずれにも該当しない店頭商品デリバティブ取引となります。当社が取扱います Formula CFD は、当社とお客様、当社とカバー先業者が取引契約を行なうため、お客様とカバー先業者が直接取引契約等の契約関係になることはありません。

また、Formula CFD は、預託すべき証拠金の額に比べ大きな金額でのお取引であるため、相場変動によっては損失を被るリスクを有しており、その損失は証拠金の額を上回ることもあります。こうした相場変動リスク以外にもシステム障害の発生リスク、当社およびカバー先業者の信用リスクにより損失を被るリスクもございます。お取引を開始するにあたっては、リスク、仕組みや危険性について、十分ご理解をしていただき、お客様のご資金およびお取引経験を考慮したうえで、ご自身の判断と責任においてお取引を行なって下さい。

目次

Formula CFD に関する重要説明事項

- ▶ リスク開示について
 - ・ 店頭取引であることについて
 - ・ 電子取引システムの利用リスク
 - ・ 価格変動リスク
 - ・ レバレッジによるリスク
 - ・ ロスカットルールについて
 - ・ 取引・注文執行リスク
 - ・ 流動性リスク
 - ・ カントリーリスク
 - ・ 信用リスク
 - ・ カバー先業者のリスク
 - ・ 法令改正のリスク
 - ・ クーリング・オフの適用
- ▶ 手数料等諸費用について
- ▶ 預託証拠金等について
- ▶ 租税の概要について
- ▶ Formula CFD に関する行為規制の適用について
- ▶ Formula CFD の仕組みについて
- ▶ Formula CFD の手続きについて

Formula CFD に関する重要説明事項

リスクについて

当社が取扱います Formula CFD（以下、「本取引」という）は、お客様が当社に預託される証拠金の元本が保証されたものではありません。また、本取引はさまざまなリスクがありますので、以下そのリスクの概要をご説明いたします。

1. 【店頭商品デリバティブ取引であることについて】

当社が取扱つかう本取引は、海外の商品先物取引所に上場している商品を指標とし、独自に CFD 価格を算出して、当社が提示しています価格にてお取引をいただきます。従いまして、海外の商品先物取引所に上場している商品を反映して CFD 価格は変動していますが、必ず海外の商品先物取引所に上場している商品の値段を持って約定することはありません。

2. 【電子取引システムの利用リスク】

電子取引システムは、当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害あるいは電子取引システムそのものの障害等さまざまな原因で一時的または一定時間にわたり利用できない状況が起こる可能性があります。また、何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合は一切の注文等の取引が行うことができないリスクがあります。電子取引システム上で表示される価格が瞬時に表示されずに価格が遅れ気味となり、電子取引システム上の価格と市場との価格との間で乖離が発生する可能性があります。

3. 【価格変動リスク】

本取引は、海外の商品先物取引所に上場している商品を指標として、独自に CFD 価格を算出し、その価格を基に行なう取引であるため、本取引の価格変動によりお客様は損失を被るリスクがあります。従ってお客様が当社に預託される証拠金の元本または取引による利益が保証されるものではなく、元本割れもしくは元本を上回る損失を被る可能性があります。

また、本取引には値幅制限がありません。急激な価格変動により、意図せざる損失を被る可能性があります。

4. 【レバレッジによるリスク】

本取引は、レバレッジにより通常取引に比べ大きなリスクが伴います。実際のお取引金額に比べて投資元本である証拠金の額は小さいため相対的に大きなポジションを持つこととなり、小さな価格変動でもお客様の損益が大きく変動することになります。また、価格変動によるお客様の損失を限定するため、お客様が保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは追加の証拠金を預託していただく必要があります。

5. 【ロスカットルールリスク】

本取引では、お客様の損失を限定し、預託していただいた証拠金を超える損失の発生を防ぐため、強制的なロスカットルールがあります。お客様の預託証拠金額が必要証拠金額の25%を下回った場合、当社はおお客様の全てのポジションを決済いたします。ロスカットルールは、預託していただいた証拠金額の25%の確保を保証するものではありません。また、土曜・日曜日を挟む週末リスクは大きく、大きな価格変動により預託していただいています証拠金の額以上の損失が生じ、証拠金残高がマイナスになる可能性もあります。

6. 【取引・注文執行リスク】

本取引は店頭商品デリバティブ取引であり、取引所取引とは異なり相対によって取引されます。お客様に提示する価格は海外の商品先物取引所に上場している商品を指標として価格を算出したものです。その算出価格を基におお客様の注文をカバー先業者へ注文執行をしております。また、注文執行条件に損失を限定させるための逆指値（ストップ）注文がありますが、価格が一方向にかつ急激に変動する場合など、思わぬ急激な変動により有効に機能しないことがあります。お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図しない損失を被る可能性もあります。

7. 【流動性リスク】

本取引では、常に高い流動性を確保しておりますが、急激な流動性の低下によりお客様の決済による注文執行することや新たに注文執行することができない可能性があります。また、売値と買値にはスプレッドがあり、流動性の低下もしくは相場の急変によってはスプレッドの幅が広がる可能性があります。

8. 【カントリーリスク】

各国における政治・経済・社会情勢の変動、テロ等により、CFD 価格の算出指標基となる商品先物市場での価格提示ができいため、CFD 価格を算出することができなくなり、お取引に支障がでる可能性があります。また、重要な経済指標の発表や要人の発言により大きな相場変動が発生することにより、お取引が困難または不可能になる可能性もあります。

9. 【信用リスク】

本取引は店頭商品デリバティブ取引であり、当事者間の契約に基づいて取引を行なっているため、取引の相手方の信用状況に対するリスクがあります。従いまして、お客様は当社および本取引に係るカバー先業者の信用状況に対するリスクが生じるおそれがあります。

10. 【財産の管理方法および預託先リスク】

お客様の資金につきましては、当社ではいち早く、当社の固有の財産と区分して分別管理を始めました。日証金信託銀行と金銭信託契約を締結し信託保全を

導入することで、万一当社が破綻した場合に債権者が信託財産に対して強制執行、仮差押、仮処分または競売されることはありませんので、お客様の資金は保全されることとなります。お客様から預託を受けた証拠金は、日証金信託銀行にて当社の資金とは分別して管理をしています。(注) 12【カバー先業者のリスク】を参照下さい。

▶**信託管理業者名**

当社は、日証金信託銀行を信託保全先としています。日証金信託銀行は、日本証券金融株式会社（東証一部）を親会社とする 100%出資の会社です。

11. 【信託保全上のリスク】

日証金信託銀行では、信託額算出計算基準日を毎日設定（銀行休業日を除く）し、その基準日に有効保有額の受払いを行います。従いまして、当社ではお客様から預託された証拠金をほぼリアルタイムに日証金信託銀行へ信託していますが、お客様から預託された証拠金は、お預かりした時点から信託されるまで、数時間のタイムラグは生じます。従いまして、お預かりした時点の有効保有額とお客様に返還する有効保有額は必ずしも一致はしません。

また、お客様からお預かりした証拠金を日証金信託銀行へ信託する数時間のタイムラグまでの間に、万が一当社が経営破綻等に陥った場合は、信託される前のお客様の証拠金は、一般の債権者と同様の取り扱いとなります。

12. 【カバー先業者のリスク】

本取引は店頭商品デリバティブ取引であり、取引所取引とは異なり相対によって取引され、当社はおお客様の注文をカバー先業者に取次いでいます。カバー先業者の財務状況等の悪化や、倒産した場合には、取引価格の提示ができなくなることや注文執行等を行うことができなくなる可能性があります。

また、当社では 10. 【財産の管理方法および預託先リスク】でもご説明をしていますが、日証金信託銀行における金銭信託契約にて信託分別管理を実施していますが、日証金信託銀行以外でも分別管理先として、カバー先業者にもお客様の資金の一部を証拠金として預託も行っていきます。

従いまして、カバー先業者が破綻した場合にはお客様の資金は一般の債権者と同様の取り扱いになる可能性があります。

▶**カバー先業者**

当社は、グローバル・フォレックス・トレーディング（以下、「GFT」という）をカバー先業者としています。GFT は、グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッドを母体としています外国為替部門です。

- ・母体であるグローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッドは、CFTC 米国商品先物取引委員会、ASIC 豪州証券投資委員会に登録されている金融業者です。

GFT は 1997 年に創設された部門であり、米国を中心に全世界 100 カ国以上に為替および CFD のオンライントレードシステムの提供を行っている企業です。

13. 【法令改正のリスク】

本取引は、将来において、日本国内での法令の改正が行なわれ本取引が現状よ

り不利な取扱または規制により本取引が行うことができなくなる可能性があります。

14. 【クーリング・オフの適用】

本取引による注文執行後に当該注文に係る契約を解除（クーリングオフ）は適用しません。（金融商品取引法第 37 条の 6 の規定および特定商取引に関する法律の適用はしません。）

記載させていただきましたリスクは、本取引に伴う一般的なリスクを簡潔に説明するためのものであり、お取引における一切のリスクを洩れなく示したものではありません。お取引の開始に際しては、取引の仕組みおよびリスクについて十分ご理解いただくようお願い申し上げます。

売買手数料等の諸費用について

1. 商品 CFD を行うにあたっては、約定ごとに売買手数料を徴収します。
 - (1) 1 約定ごとに売買手数料を徴収します。
2. 売買手数料は、約定代金には含まれず別途徴収します。
3. 売買手数料は、新規注文時、決済注文時にそれぞれ売買手数料が発生します。新規注文時には売買手数料は徴収せず、決済注文時に往復の売買手数料が徴収されます。

預託証拠金等について

1. 【預託証拠金の差し入れ】

当社では、本取引を行うにあたって預託証拠金を差し入れていただきます。

2. 【必要証拠金】

Formula CFD の必要証拠金はお取引される CFD 約定価格に CFD 数量、直近の為替レート、1CFD 当たりの取引単位および証拠金率（10%）で算出した額となります。

(1) 必要証拠金 = CFD 約定価格 × CFD 数量 × 1CFD 当たりの倍率 × 為替レート

3. 【預託証拠金の種類】

本取引で預託できる証拠金は日本円（現金）のみとなります。有価証券、外貨等を差し入れることはできません。

4. 【ロスカットの取扱い】

本取引におけるロスカットとは、お客様の損失を一定額に抑えるため、必要証拠金率が一定の割合を下回ったときに保有している全てのポジションが強制的に反対売買されます。本取引における必要証拠金率の計算はリアルタイムで行われ、必要証拠金率がロスカット基準の 25% を割り込みますと自動的に全てのポジションが決済されます。

租税の概要について

個人のお客様に対する課税としまして商品 CFD の譲渡所得に係る利益は、雑所得として課税されます。雑所得が年間 20 万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。また、売買手数料につきましても消費税が課税されます。

なお、詳細につきましては、各地の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

Formula CFD に関する行為規制の適用について

商品取引所法、商品取引所法施行規則では、投資家保護ルールを徹底する観点から、商品取引員による行為規制を適用しています。Formula CFD に付きましても以下の行為規制に抵触しないよう遵守致します。

商品取引所法における行為規制

1. 法第 213 条 誠実かつ公正の原則
2. 法第 213 条の 2 広告等の規制
3. 法第 214 条第 1 号 断定的判断の提供等の禁止
4. 法第 214 条第 2 号 契約締結時等の虚偽告知の禁止
5. 法第 214 条第 5 号 再勧誘の禁止
6. 法第 214 条第 6 号 迷惑勧誘の禁止
7. 法第 214 条第 7 号 勧誘事前告知・意思確認
8. 法第 214 条の 2 損失補てん等の禁止
9. 法第 215 条 適合性の原則
10. 法第 217 条 契約締結前の書面交付義務
11. 法第 218 条 説明義務・損害賠償責任
12. 法第 219 条 取引様態の事前明示義務
13. 法第 220 条 取引成立の通知
14. 法第 220 条の 2 取引証拠金受領の電磁交付
15. 法第 220 条の 3 金融商品販売法の準用

商品取引所法施行規則における行為規制

1. 省令第 103 条第 1 号 返還遅延等
2. 省令第 103 条第 2 号 故意に商品取引受託業務に係る取引と対等させる取引
3. 省令第 103 条第 3 号 無断売買
4. 省令第 103 条第 5 号 特別の利益の提供
5. 省令第 103 条第 6 号 取引単位を告げない勧誘

Formula CFD の仕組みについて

(1) 取引の方法

当社が取り扱う商品 CFD はインターネット専用のサービスとなっており、取引の方法は以下の通りです。

①取扱 CFD

Formula CFD として、NY 金先物、NY 原油先物 (WTI)、金スポット等 28 銘柄

②取引単位

Formula CFD の取引単位は、1CFD 単位となっています。

③スプレッド (買値と売値の差額)

Formula CFD では、CFD ごとに買値 (ASK) と売値 (BID) を同時に提示し、お客様は買値 (ASK) で買付け、売値 (BID) で売付けることができます。つねに買値 (ASK) は売値 (BID) よりも高くなっています。

④ポジション (建玉) の決済

保有ポジションに対する反対売買が約定した場合、ポジションの決済となります。従って、当社における Formula CFD ではポジションの両建はできません。

⑤ポジション (建玉) の制限 (保有できるポジションの上限)

お客様の過去における投資・投機に関する取引経験や適合性を踏まえ、個別に上限額 (ロット数) を設定させていただく場合があります。

⑥ロールオーバー後の金利調整額の発生

Formula CFD では、保有ポジションが当日中に決済されない場合には、金利調整額の支払いが発生します。

金利調整額が発生する Formula CFD としましては、「金スポット CFD」、「銀スポット CFD」、「北海ブレント原油スポット CFD」、「NY ライト原油 (WTI) スポット CFD」が対象となります。対象商品 CFD の買付けをされた場合には、金利調整額の支払いが、また売付けをされた場合には金利調整額の受け取りが発生します。金利調整額は、LIBOR (London Inter-Bank Offered Rate の頭文字をとったもので、「ライボー」と読みます。ロンドン銀行間出し手金利であり、銀行間において短期の資金を貸し出す際の金利を表しています。) を基準に当社設定の金利を加減し計算され、世界標準時 (GMT) の 22 時頃に日々支払い、受け取りが行われます。

⑦決済日 (受渡日)

Formula CFD の決済日 (受渡日) は取引日の翌々営業日となります。

(2) 預託証拠金

①証拠金の差し入れにつきましては、上述「預託証拠金等について」をご参照下さい。

②証拠金の追加差入れ

Formula CFD では、原則としてマージンコールや追加証拠金の差入れ請求はいたしません。

③金銭の引き出し

預託証拠金から必要証拠金を控除し、未決済ポジションの評価損、売買手数料 (売買手数料に係る消費税を含む) を差引いた金額の範囲内で証拠金を出金することができます。

また、未決済ポジションの評価益は加算されません。

出金可能額 = 預託証拠金 - 必要証拠金 - 未決済ポジション (評価損含む) 売買

手数料

④証拠金の種類

当社が取扱う証拠金は、現金（円貨のみ）となります。有価証券、外貨等で代用することはできません。

⑤ロスカットの取扱い

ロスカットとは、お客様の損失を一定額に抑えるため、必要証拠金が一定の割合を下回ったとき、保有する全てのポジションを強制的に反対売買します。

Formula CFD の手続きについて

お客さまが Formula CFD を行う際の手続きの概要は、以下の通りです。

1. 取引の開始

(1) 契約締結における事前交付書面の確認

当社が電磁的もしくは書面にて交付する「本説明書」および「ドットコモディティ Formula CFD に関する確認書」（以下、「本確認書」という）、「取引約款」を十分にお読みいただき、Formula CFD の概要やリスクについてご理解のうえ、ご自身の判断と責任において Formula CFD 口座開設を行ってください。

(2) Formula CFD の口座開設

Formula CFD の開始に当たっては、本確認書に署名、捺印をしていただき、ご本人である旨の確認書類を添付してご提出していただきます。